

事務連絡
平成23年5月2日

全国社会福祉施設経営者協議会 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

平成23年度第一次補正予算における社会福祉施設等の復旧支援について

今回の東日本大震災においては、社会福祉施設等が全半壊する等の被害も多数発生しており、その復旧を図ることは喫緊の課題であります。

そのため、本日成立した「平成23年度第一次補正予算」の中に、被災した社会福祉施設等の復旧を支援するための措置を下記のとおり盛り込んだところです。

つきましては、貴会会員等に対する周知について、特段の御配慮をお願いするとともに、被災した社会福祉施設等の一日も早い復旧のため、これらの措置を積極的に御活用下さい。

記

1. 社会福祉施設等の災害復旧に係る施設整備等について

今回の東日本大震災で被災した社会福祉施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率を別紙1のとおり引き上げます。

これにより、被災した社会福祉法人立施設の復旧に係る施設整備の法人負担は、施設種別に応じて1／6～1／2となります。)

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」による被害を受けた市町村、被災区域は別途定められる予定であり、これにより各地域の補助率が決定することとなります。

(また、補助率引き上げの対象となる施設は、下記の要件を満たす地域の施設に限られます。)

* 法人立施設が補助率引き上げの対象となる地域の要件

- ・被災区域における被災施設（復旧費用が60万円（保育所については30万円）以上の施設に限る。）の割合が10分の1以上であること
- ・被災区域における一施設当たりの平均復旧費用が80万円以上であること

このほか、被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者等の復旧支援のため、事業再開に必要となる備品などの諸経費を支援します。詳細はそれぞれ所管部局におたずねください。

2. 独立行政法人福祉医療機構による融資について

独立行政法人福祉医療機構による融資（福祉貸付）について、貸付利率を無利子とし、融資率を100%とする等の優遇措置を行うために必要な予算を盛り込んだところです。（別紙2参照）

なお、東日本大震災に伴う災害復旧貸付に関する詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構福祉医療機構のホームページに情報を掲載しております。また、専用の相談窓口も設けておりますので、積極的に御活用ください。

(参考2)

独立行政法人福祉医療機構ホームページ：<http://hp.wam.go.jp/>

福祉貸付についての融資相談窓口：0120-3438-62

(平日9~19時、土日祝日9~17時)

災害復旧事業に係る国庫補助の対象について

施設名	今回の災害復旧事業 の補助率		
	国	県	市町村 ・民間
保護施設	激甚法で措置		
社会事業授産施設	2／3	1／3	-
		1／6	1／6
地域福祉センター	1／2	1／2	-
		1／4	1／4
隣保館	1／2	-	1／2
		1／4	1／4
生活館	1／2	-	1／2
		1／4	1／4
ホームレス自立支援センター	1／2	1／2	-
		-	1／2
		1／4	1／4
へき地保健福祉館	1／2	1／2	-
		1／4	1／4
介護福祉士等養成施設	1／2	1／2	-
		1／4	1／4

災害復旧事業に係る国庫補助の対象について

施設名	今回の災害復旧事業に係る国庫補助率 (上段:公立、下段:法人立)		
	国	県	市町村 中民間
障害福祉サービス事業所			
生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業 就労継続支援事業を行うもの	2/3	1/6	1/6
療養介護事業、児童デイサービス事業を行うもの	2/3	1/6	1/6
障害者支援施設	激甚法で措置		
短期入所事業所	2/3	1/6	1/6
共同生活介護事業所	2/3	1/6	1/6
共同生活援助事業所	2/3	1/6	1/6
身体障害者更生措置施設			
身体障害者更生施設	激甚法で措置		
身体障害者療護施設	2/3	1/6	1/6
身体障害者授産施設	激甚法で措置		
身体障害者社会参加支援施設			
身体障害者福祉センター	激甚法で措置		
補装具制作施設	激甚法で措置		
盲導犬訓練施設	激甚法で措置		
視聴覚障害者情報提供施設	激甚法で措置		
盲人ホーム（※社会事業授産施設の一類型）	2/3	1/6	1/6

施設名	今回の災害復旧事業 の補助率 (上段:公立、下段:法人立)		
	国	県	市町村 ・民間
市町村障害者生活支援センター	2/3	1/6	1/6
知的障害者援護施設			
知的障害者更生施設	激甚法で措置		
	2/3	1/6	1/6
知的障害者授産施設	激甚法で措置		
	2/3	1/6	1/6
知的障害者通勤寮	2/3	1/6	1/6
知的障害者福祉工場	2/3	1/6	1/6
精神障害者社会復帰施設	2/3	1/6	1/6
地域活動支援センター	激甚法で措置		
	2/3	1/6	1/6
福祉ホーム	激甚法で措置		
	2/3	1/6	1/6
派遣福祉施設			
知的障害児施設	激甚法で措置		
知的障害児通園施設	激甚法で措置		
盲ろうあ児施設	激甚法で措置		
肢体不自由児施設	激甚法で措置		
重症心身障害児施設	激甚法で措置		
心身障害児総合通園センター	2/3	1/6	1/6
重症心身障害児（者）通園事業	2/3	1/6	1/6

災害復旧事業に係る国庫補助の対象について

施設名	今回の災害復旧事業 の補助率		
	国	県	市町村 民間
特別養護老人ホーム	激甚法で措置		
養護老人ホーム			
老人デイサービスセンター	2／3	1／6	1／6
老人短期入所施設	2／3	1／6	1／6
老人介護支援センター	2／3	1／6	1／6
軽費老人ホーム	2／3	1／6	1／6
在宅複合型施設	1／2	1／4	1／4
生活支援ハウス	1／2	1／4	1／4
認知症高齢者グループホーム	2／3	1／6	1／6
小規模多機能型居宅介護拠点	2／3	1／6	1／6
夜間対応型訪問介護ステーション	2／3	1／6	1／6
介護予防拠点	1／2	1／4	1／4
地域包括支援センター	2／3	1／6	1／6
老人福祉センター	1／2	1／4	1／4
介護老人保健施設	1／2	—	1／2
訪問看護ステーション	1／2	—	1／2

災害復旧事業に係る国庫補助の対象について

施設名	今回の災害復旧事業 の補助率		
	国	県	市町村 (民間)
婦人相談所	2/3	1/3	-
婦人保護施設			
助産施設			
母子生活支援施設		激甚法で措置	
保育所			
乳児院			
児童厚生施設	1/2	1/4	1/4
児童養護施設			
情緒障害児短期治療施設		激甚法で措置	
児童自立支援施設			
児童家庭支援センター	2/3	1/6	1/6
児童相談所	2/3	1/3	-
一時保護施設	2/3	1/3	-
職員養成施設	2/3	1/6	1/6
児童自立生活援助事業所	2/3	1/6	1/6
小規模住居型児童養育事業所	2/3	1/6	1/6
へき地保育所	2/3	1/6	1/6
子育て支援のための拠点施設	2/3	1/6	1/6
母子福祉センター	1/2	1/4	1/4
母子休養ホーム	1/2	1/4	1/4
母子健康センター	1/2	1/4	1/4
認定こども園	2/3	1/6	1/6

独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設等に対する災害復旧融資について

平成23年東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金の貸付けについて、以下のとおり優遇融資を行う。

(建築資金)

災害復旧に係る融資		通常の融資
融資率	100%	50~80%
貸付利率	無利子	1.6%~2.1%
担保額での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.05%	1名以上、保証人なしの場合は+0.05%

(経営資金)

災害復旧に係る融資		通常の融資
償還期間(据置期間)	10年以内(2年以内)	5年以内(6ヶ月以内)
融資率	100%	50~80%
貸付利率	[5年間] 無利子 [6~7年目] 通常金利から▲0.9% [8年目以後] 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの場合は+0.05%	1名以上、保証人なしの場合は+0.05%